

中央酪農会議が実施する補助事業のポイント等

~令和7年度業務推進事務打合せ会議~

2025年11月25日

一般社団法人中央酪農会議 生産振興部 齋藤 淳





<中央酪農会議とは>

|1.目的·業務

|(1)目的

日本における酪農分野の中央団体として、指定生乳生産者団体制度を通じ、酪農産業の安定と発展に貢献する

(2)主な業務

- ①全国の生産量の93%以上の生乳の需給安定化対策(生乳生産目標の設定とその管理)の実施
- ②指定団体の組織機能強化・流通対策及び安全・安心な生乳供給に係る現場の取り組みの支援
- ③酪農及び牛乳乳製品、それらを支える仕組みの重要性に関する理解醸成対策
- ④酪農経営の可視化を通じた経営改善、乳牛資源の維持確保に係る知見・事例の収集・普及推進

2. 会員

- (1)地方会員…全国9地域の指定生乳生産者団体
 - [1]ホクレン農協連 [2]東北生乳販連 [3]関東生乳販連 [4]北陸酪連 [5]東海酪連
 - [6]近畿生乳販連 [7]中国生乳販連 [8]四国生乳販連 [9]九州生乳販連
- (2)中央会員…全中・全農・全酪連・全開連・農中・全共連の6つの全国団体

3.活動の財源

- (1)会員からの会費と酪農家からの拠出(賦課)金
- (2)国・農畜産業振興機構の補助事業実施による補助金

I.中央酪農会議が採択を受けて実施する補助事業の概要(2025年度)

- 1. 農畜産業振興機構の補助事業
 - (1)酪農経営支援総合対策事業
 - ①中小酪農等対策事業
 - ②生乳流通体制合理化推進事業
 - ③生乳生産者需要確保事業
 - (2)畜産経営災害等総合対策 緊急支援事業
 - ①酪農経営災害緊急支援対策事業 *

- (3)国産牛乳乳製品の需要拡大・ 競争力強化対策_{事業}
- ①国産チーズ生産奨励事業
- ②国産チーズ競争力強化支援対策事業
- ③国産牛乳乳製品の需要拡大等事業

リースを 活用できる

トピック的

農協等が「取組主体」となる事業

2. 農林水産省の補助事業

(1)乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

4 つの事業の 概要について 本日ご説明します

Ⅱ. 中小酪農等対策事業【補助限度額:約17.5億円】の概要

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4) 暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減
 - (7)代替飼料共同購入※自給飼料不作

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



3. 事業のメニュー

- (1)後継牛確保
- (2)つなぎ牛舎改良
- (3)飼養環境改善
- (4) **暑熱**対策
- (5)乳牛供用期間延長
- (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ◎農協等が、以下について、共同購入又は**リース会社**か ら借受けし、受益者に対し、支給又は貸付け
 - [1]牛舎改築を行うための資材
 - [2]カーフハッチ・子牛の事故防止のための機器
 - [3]簡易牛舎(牛舎の増築含む)
 - [4]哺乳ロボット

《補助率》 1/2以内※リースの場合…基本貸付料の1/2以内 [4]は、1/3以内※リースの場合…基本貸付料の1/3以内

1. 目的

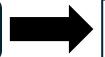
酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3.事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4)暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ○農協等が、共同購入又はリース会社から借受けし、 受益者に対し、支給又は貸付け
 - [1]つなぎ牛舎における牛床の延長
 - [2]既存繋留具の改良等のための資材

《補助率》1/2以内※リースの場合…基本貸付料の1/2以内

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4) 暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ◎農協等が、以下について、共同購入又は**リース会社** から借受けし、 受益者に対し、支給又は貸付け
 - ■牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材

|《補助率》1/2以内※リースの場合…基本貸付料の1/2以内

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4)暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

《事業内容》

- ①農協等が、以下について、共同購入又は**リース会社** から借受けし、受益者に対し、支給又は貸付け
 - ■暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器
- ②農協等が受益者に対し開催する技術研修会

|《補助率》1/2以内※リースの場合…基本貸付料の1/2以内

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4)暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ①酪農家所有の分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期 における乳房炎治療
- ②酪農家所有の乳牛に対する乳房炎ワクチン接種

《補助率》定額(1,000円以内/頭)

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4) 暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ◎受益者所有の乳育成牛に対して行うワクチン接種※呼吸器&消化器系疾病・ボツリヌス症の予防
- 《補助率》定額(1,000円以内/頭)

1. 目的

酪農生産基盤維持と飼養管理改善



地域の創意工夫を生かした取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家※(5)は対象外

- 3. 事業のメニュー
 - (1)後継牛確保
 - (2)つなぎ牛舎改良
 - (3)飼養環境改善
 - (4) 暑熱対策
 - (5)乳牛供用期間延長
 - (6)乳育成牛事故率低減

【事業内容】

- ◎農協等が、国産粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、 被害で自給飼料が不足する受益者に対し供給
 - ※暑熱等の被害(飼料作物の生育不良等)

《補助率》定額(5円以內/代替飼料1kg)

Ⅲ. 生乳流通体制合理化推進事業[補助限度額:約2.5億円]の概要

1. 目的

生乳流通体制合理化



生乳流通コストの酪農家負担の軽減の ための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 農協等

3.事業のメニュー

- (1)合理化等体制整備
- (2)合理化機械装置リース
- (3)合理化機械装置整備

Ⅲ.生乳流通体制合理化推進事業の概要

1. 目的

生乳流通体制合理化



生乳流通コストの酪農家負担の軽減の ための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家/農協等

3.事業のメニュー

- (1)合理化等体制整備
- (2)合理化機械装置リース
- (3)合理化機械装置整備

【事業内容】

- ①農協等が「生乳流通合理化協議会」を開催 ※取組主体や行政機関等で構成
- ②農協等が、①を踏まえ「合理化計画」を策定
 - ※集送乳・検査経費の低減策・削減目標等設定
 - ※(3)の③については、必要なし

《補助率》定額

Ⅲ.生乳流通体制合理化推進事業の概要

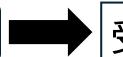
1. 目的

生乳流通体制合理化



2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



- 3. 事業のメニュー
 - (1)合理化等体制整備
 - (2)合理化機械装置リース
 - (3)合理化機械装置整備

生乳流通コストの酪農家負担の軽減の

【事業内容】

◎リース会社(業務不履行の際の担保措置等が必要)から導入した装置に係る借受者(農協等、酪農家、運送会社等)が支払う貸付料の軽減

《補助率》以下のどちらか低い額の1/3以内

- ■機械装置価額-譲渡額
- ■機械装置価額×(貸付期間÷法定耐用年数)
- ※以下のどちらかの要件を満たす場合は1/2以内
- ■指定団体-農協等-酪農家の組織構成の場合
- ■合理化を図ろうとする業務に係る生産者負担額が 一律の額

Ⅲ.生乳流通体制合理化推進事業の概要

1. 目的

生乳流通体制合理化

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



- (1)合理化等体制整備
- (2)合理化機械装置リース
- (3)合理化機械装置整備

生乳流通コストの酪農家負担の軽減の ための取組支援

【事業内容】

- ①貯乳施設附帯機械装置等の補改修
- ②乳代精算方法の効率化等を図る電算システムの整備・改修
- ③既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図る電算システムの改修※合理化計画必要無し

《補助率》1/3以内

- ※以下のどちらかの要件を満たす場合は1/2以内
- ■指定団体-農協等-酪農家の組織構成の場合
- ■合理化を図ろうとする業務に係る生産者負担額が 一律の額

IV. 酪農経営災害緊急支援対策事業【補助限度額:約1.3千万円】の概要

1. 目的

(大災害時の)酪農生産基盤維持 及び牛乳乳製品等の安定供給



酪農家等の経営継続・経営再開 のための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:被災した

酪農家 / 乳牛育成農家※(3)(5)は対象外

3. 事業のメニュー

(1)簡易牛舎等整備

(5)乳房炎防止

(2)緊急避難等支援

(6)電力確保支援

(3)乳牛導入支援

- (7)飲料水等確保支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等
- (8)非常用電源等整備

1. 目的

(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定供給



酪農家等の経営継続・経営再開 のための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



3. 事業のメニュー

- (1)簡易牛舎等整備
- (2)緊急避難等支援
- (3)乳牛導入支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の_{補改修等}

受益者:被災した

【事業内容】

◎(牛舎の損壊等に伴う)

簡易牛舎等の整備・既存牛舎の増築

※リース会社の活用可

(**《補助率》1/2**以内

(8)非常用電源等整備

1 <u>目的</u>

(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定供給



酪農家等の経営継続・経営再開 のための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



3. 事業のメニュー

- (1)簡易牛舎等整備
- (2)緊急避難等支援
- (3)乳牛導入支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

受益者:被災した

酪農家 / 乳牛育成農家※(3)(5)は対象外

【事業内容】

◎(牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う)
乳牛、乳雄子牛、乳牛産の肉用種・交雑種の子牛、 飼料等の輸送、管理委託

(**《補助率》1/2**以内

1 <u>目的</u>

(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定供給



酪農家等の経営継続・経営再開 のための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:被災した

酪農家 / 乳牛育成農家※(3)(5)は対象外

3.事業のメニュー

- (1)簡易牛舎等整備
- (2)緊急避難等支援
- (3)乳牛導入支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

【事業内容】

◎(牛舎の損壊等により) 死亡・廃用・やむを得ず売却した乳牛の代替乳牛の 購入、代替乳牛の酪農家への貸付け

《補助率》1/2以内

ただし、妊娠牛 …275千円/頭以内 その他雌牛…175千円/頭以内

1 <u>目的</u>

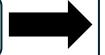
(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定供給



酪農家等の経営継続・経営再開 のための取組支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:被災した

酪農家 / 乳牛育成農家※(3)(5)は対象外

3. 事業のメニュー

- (1)簡易牛舎等整備
- (2)緊急避難等支援
- (3)乳牛導入支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

【事業内容】

◎(牛舎等の損壊等又は緊急的な乳牛等の避難に伴う)牛舎、飼養管理附帯施設・機械の補改修等(修繕費、土砂・がれき等の撤去・運搬の取組を含む)※リース会社の活用可

《補助率》1/2以内

IV. 酪農経営【事業内容】

- 1. 目的
- ①(乳房炎防止のために行う)
- 大災
- 搾乳機器の点検、点検に基づく搾乳機器の補改修
- 及び4②乳房炎の治療薬剤・予防用資材の酪農家への支給
- 2. 取組主
- ③生乳出荷を再開している又は出荷再開が確実と見込まれ、 乳房炎予防管理の取組を行った酪農家に対する対策金の交付

取組主体

- 《補助率》①、②···1/2以内
 - ③…搾乳牛1頭・1日当たり650円以内
- 3. 事業の<mark>....</mark>
 - (1)簡易牛舎等整備

(5)乳房炎防止

(2)緊急避難等支援

(6)電力確保支援

(3)乳牛導入支援

- (7)飲料水等確保支援
- (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等
- (8)非常用電源等整備

目的

(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定【事業内容】



酪農家等の経営継続・経営再開

取組主体と受益者

取組主体:農協等



◎(停電に伴う電力確保のための) 発電機の借上、運搬、設置工事、撤去

《補助率》1/2以内

- 事業のメニュー
 - (1)簡易牛舎等整備
 - (2)緊急避難等支援
 - (3)乳牛導入支援
 - (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

- (5)乳房炎防止
- (6)電力確保支援
- (7)飲料水等確保支援
- (8)非常用電源等整備

目的

(大災害時の)生産基盤維持 及び牛乳乳製品安定【事業内容】 **酪農家等の経営継続** 松中里間

取組主体と受益者

取組主体:農協等

◎(断水・停電発生地域における飼養管理等のための) 揚水ポンプ等の整備、配管等の設置工事、 飲料水等の運搬等その他必要な取組

※リース会社の活用可

事業のメニュー

(1)簡易牛舎等整備

(2)緊急避難等支援

(3)乳牛導入支援

(4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

《補助率》1/2以内

(6)電力確保支援

(7)飲料水等確保支援

(8)非常用電源等整備

- 目的
 - (大災害時の)生産基盤
- 取組主体と受益者

取組主体:農協等



- 事業のメニュー
 - (1)簡易牛舎等整備
 - (2)緊急避難等支援
 - (3)乳牛導入支援
 - (4)牛舎、飼養管理附帯 施設・機械の補改修等

【事業内容】

- 及び牛乳乳製品安定(①非常用電源(貯乳施設向けの非常用電源を含む)及び 乳温記録管理システムの整備、受益者への支給又は 貸付け
 - ②非常用電源等のリース会社からの借り受け、受益者へ の貸付け

《補助率》1/2以内

- ※災害救助法が適用された被災地域(都道府県)の 受益者のみ対象
- (/)飲料水等確保支援
- (8)非常用電源等整備

V. 補助事業におけるリース活用時のポイント

1. 「リース」又は「貸付」をしなければならない場合

【取組主体:農協等、受益者:酪農家の場合】

取得価格(又は効用の増加価格) 50万円(税抜)以上の機械・器具、 牛(50万円未満でも)等を 補助対象とする時

いずれか 一方が必要 農協等と酪農家による貸付契約

農協等とリース会社と酪農家 3者による賃貸・転貸契約

《例外》

生乳流通体制合理化推進事業で、 ミルクローリーを補助対象とする場合、 取組主体が集乳業務を委託している 輸送会社とリース会社で直接契約ができる 場合もある。

V. 補助事業におけるリース活用時のポイント

- 2. 「リース」又は「貸付」をした場合、必要なこと 【取組主体:農協等、受益者:酪農家の場合】
 - ①(該当物に関する) 「管理利用規程」「管理台帳」の整備 ・・・・農協等(※リース・貸付以外の物も対象)
 - ②(50万円(税抜)以上の機械・器具や、牛に関する) 「運営状況等報告書」の中酪への提出 (翌年度から起算5年間[牛は4年間]) ・・・・農協等(※酪農家は農協等に対して提出)
 - ③(該当物に関する) 処分制限期間における関係書類の整備・保管 …農協等(※リース・貸付以外の物も対象)

VI. 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業【補助限度額:約49.7億円】の概要

1. 目的

将来に向けた酪農生産基盤の確保



長命連産性に重きを置いた 牛群構成へ転換する取組等を支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



受益者:酪農家 / 乳牛育成農家

- 3. 事業のメニュー
 - (1)奨励金交付
 - (2)飼養管理技術向上のための 検討会・講習会等

VI. 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の概要

1. 目的

将来に向けた酪農生産基盤の確保



長命連産性に重きを置いた 牛群構成へ転換する取組等を支援

2. 取組主体と受益者

取組主体:農協等



- ◎以下の精液又は受精卵を利用する受益者に対する 奨励金の交付。
- [1]長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液・受精卵 [2]**特に**長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液・受精卵

《補助率》定額[1]6千円以内/回 [2]9千円以内/回

※乳牛1頭につき①②合わせて2回まで

- 3. 事業のメニュー
 - (1)奨励金交付
 - (2)飼養管理技術向上のための 検討会・講習会等

☆事業毎の実施要領は、中央酪農会議のHPに掲載しています。

今回の説明で割愛している詳細な要件等もあります。必要に応じて、ご確認ください。

URL: https://www.dairy.co.jp/chojo/



中央酪農会議が事業実施主体となっている補助事業の要綱等

2025.10.21 更新

令和 4 年度 PDF · Excel · Wordファイルをダウンロードしてご利用ください。 令和7年度の実施主体事業 ○一部改正新旧対照表 PDF 中小酪農等対策事業 ○環境負荷軽減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)(農水省HPへ) ○生乳需給安定クロスコンプライアンス (農水省HPへ) ○配合飼料価格安定制度加入に関する申告書 word ○一部改正新旧対照表 PDF 実施要領 PDF ○様式(別紙様式第1号から9号) word 生乳流通体制合理化推進事業 ○様式(別紙様式第2号から4号) ○配合飼料価格安定制度申告書 word

○一部改正新旧対照表